

横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）利用規定

この規定は、横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）をご利用いただくにあたっての利用条件を定めたものです。

1 利用対象

横浜市内に住民登録を有し、利用日時点で産後4か月未満の乳児とその母で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) 家族等から十分な支援が受けられない者

【注意】慢性疾患があり、医療機関に通院中の方は医師の許可が必要です。

主治医に相談の上、申し込んでください。

2 サービス内容

助産師が訪問し、次の各号に掲げる内容の母体及び乳児のケア、今後の育児に関する指導等を行います。（医療行為の必要な場合、ご利用は出来ません。）

- (1) 産婦の心身の健康管理、生活面の相談及び指導
- (2) 授乳方法
- (3) 乳房手当、乳房トラブルケア
- (4) スキンケア
- (5) 在宅での子育てに関する相談及び指導

※その他育児に関する相談をすることもできます。

- ・基本的に利用中の育児は母親が行い、支援が必要な部分を適宜、助産師がケアを行います。
- ・分娩等、緊急対応が必要な方へのケアが優先となることがありますので、予めご了承ください。

3 サービス提供時間・実施日・休業日

項目	実施時間	実施日	休業日
訪問型母子ケア	9時～17時まで	月曜日～金曜日	土・日・祝日及び12月29日～1月3日

4 利用回数

	利用単位	利用上限
訪問型母子ケア	1回 (90分程度)	3回まで利用可能

5 利用料

利用料は原則として、毎回、訪問した助産師にお支払いください。

1回あたり1,500円（横浜市で規定しているサービス以外は全額自己負担となります。）

6 申込方法（申請は、出産後から利用希望日の7日前まで）

- (1) 横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）利用申請書（第1号様式）に記入しこども青少年局地域子育て支援課へ郵送するか、横浜市ホームページから電子申請してください。
- (2) こども青少年局地域子育て支援課にて申請内容を審査し、利用についての通知書（「横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）利用承認通知書」（以下「承認通知書」）又は「横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）不承認通知書」）ご自宅に送付します。
- (3) 「承認通知書」が届いたら「横浜市産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）利用調整窓口」（以下「利用調整窓口」）に電話連絡し、利用相談をしてください。また、利用承認通知書は、本人用1部と訪問助産師用3部の4枚つづりで届きます。訪問助産師用は、1回ごとに訪問した助産師にお渡しください。

7 日程の変更及びキャンセルに伴う利用者負担額

- (1) 利用日程の変更（追加又は中止）を希望する場合は、**利用日の前日**（祝祭日・土日・年末年始の場合、前開庁日）**の17時まで**に訪問助産師又は「利用調整窓口」へ連絡してください。
※なお、日程変更については、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) 利用日の前日の17時を過ぎての中止は、キャンセルとして取り扱います。キャンセルは利用回数として計上しますので、ご注意下さい。なお、キャンセルに伴う利用者負担額は、次のとおりです。委託事業者へ直接お支払いください。

【利用者都合により利用が中止された場合の利用者負担額】

- ・利用日の前日の17時まで連絡があった場合→0円
- ・利用日の前日の17時以降に連絡があった場合、または連絡がなく利用しなかった場合
→ 800円/日

※なお、天災などやむを得ない事情がある場合は、利用を中止することがありますので、ご了承ください。

8 その他

当日ご用意いただく物など必要なことについては、訪問日前日に助産師から直接連絡がありますので、その際に確認してください。

産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）のサービス終了後も、引き続き区役所の保健師や助産師が子育て支援を行います。

9 問い合わせ先

横浜市こども青少年局地域子育て支援課：電話 045-671-2455（利用に関すること）
FAX 045-550-3946

利用調整窓口（横浜市助産師会事務局）：電話 045-374-5376（訪問調整に関すること）
（受付時間：10～16時（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く））